

再生可能エネルギー電気の特定制供給に関する契約書（案）

長野県公営企業管理者 吉沢 正（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、一般送配電事業者を通じた再生可能エネルギー電気の甲による卸供給に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。なお、本契約において用いる用語は、別に定めのない限り、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）及び電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）の規定に基づくものとする。

（再生可能エネルギー電気の卸供給に関する基本事項）

- 第 1 条 甲は、乙に対し、第 2 条の規定による特定制供給期間にわたり、別表に定める甲の美和発電所、春近発電所、西天竜発電所、小渋第 3 発電所、高遠発電所、奥裾花第 2 発電所、横川蛇石発電所、信州もみじ湖発電所、くだものの里まつかわ発電所、小渋えんまん発電所、豊丘ダム発電所、森泉湯川発電所及び金峰山川発電所（以下「本発電所」という。）を用いて発電する電気を、一般送配電事業者を通じて特定制供給することを承諾し、乙は、甲の発電した電気について一般送配電事業者を通じて卸供給を受けることを約する。
- 2 甲及び乙は、本契約締結時において、前項に定める本発電所を用いた発電について再エネ特措法第 9 条第 4 項の規定による認定を受け失効していないこと、及び再エネ特措法第 16 条第 1 項の規定による接続に係る契約が一般送配電事業者と締結されていることを確認する。かかる認定が取り消され、もしくは失効した場合、甲は直ちにその旨を乙に対し通知するものとし、再エネ特措法第 10 条第 1 項の規定による変更認定を受けた場合、又は同条第 2 項の変更届出を行った場合、甲は直ちにその旨及び変更の内容を乙に対し通知するものとする。なお、本発電所を用いた発電に係る再エネ特措法第 9 条第 4 項の規定による認定が取り消され、もしくは失効した場合、又は再エネ特措法第 16 条第 1 項の規定による接続に係る契約が終了した場合、本契約は直ちに終了するものとする。
- 3 本契約を履行するため、甲は一般送配電事業者と特定制契約を締結し、それを遵守するとともに、一般送配電事業者から甲の発電する電気を乙に特定制供給することを承諾する旨の通知を行うものとし、乙は、一般送配電事業者と発電量調整供給兼基本契約及び再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、それらを遵守するものとする。
- 4 本契約の規定に基づき、電気の卸供給先を乙に変更するために必要な費用（電力量計の設置費用等を含むがこれに限らない。）は甲の負担とする。
- 5 乙は別に定めるところにより世田谷区長の指定する施設に第 1 項の電力を供給するものとする。

【第 5 項は、本件契約に係る電力を世田谷区に販売する場合に記載する。】

(特定卸供給期間)

第2条 特定卸供給期間は以下のとおりとする。ただし、工事の遅延等やむを得ない理由により、特定卸供給期間を変更する必要がある場合には、甲及び乙が協議の上、特定卸供給期間を変更するものとする。

令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日

(供給電力に係る計画の通知)

第3条 甲は、電力の供給に先立ち、乙が希望する年間、月間、週間及び翌日の供給電力に係る各種計画を、乙が指定した方法により乙に通知する。なお、本契約において、翌日計画で甲から乙に通知される30分ごとの供給電力量を通告電力量という。

(上乗せ料金の算定及び支払)

第4条 乙は、甲に対し、甲により発電され特定卸供給を受けた電力量に、別表に定める上乗せ単価(円/kWh)を乗じた金額(乗じて得た金額の1円未満の端数は切捨て)及び上乗せ料金に対する消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(以下、乙が甲に支払う料金を総称して「上乗せ料金」という。)を支払うこととする。

2 本発電所から乙への特定卸供給電力量は、一般送配電事業者が計量し、乙に通知する。乙は、特定卸供給電力量の確定通知を受領した後、上乗せ料金を示した明細書を甲が閲覧できる状態にするものとする。

3 (料金の支払方法については、別途協議)

4 乙が、第1項の規定で定める上乗せ料金を、第4項の規定で定める支払期日までに支払わない場合、乙は、支払期日の翌日から起算して支払が行われた日までの日数に応じて、年2.5%の割合を乗じて得た額の延滞金を甲に支払う。ただし、一般送配電事業者から乙に対する特定卸供給電力量の通知が遅延する等、乙の過失によらない場合はこの限りではない。

5 電力量計の故障や通信の断絶等により、データの欠落が生じ、発電電力量を計量することができない場合、甲及び一般送配電事業者が妥当と認める方法により受給電力量の協定を行うものとし、これを書面の明細書中に明記するものとする。

6 前項の規定により書面上で表示された発電電力量が前月及び前々月と比べて大幅に少ない等、甲に疑義等が発生した場合、甲は自らの費用と責任で一般送配電事業者からデータの欠落等の有無について確認するものとし、乙はデータの正確性について確認義務を負わない。

7 乙は、乙の過失なく、甲が一般送配電事業者に対する電力の供給をできず、乙に対する特定卸供給ができない場合(出力抑制や送電網の容量超過による送電不能事態を含む。)、上乗せ料金の支払義務を負わないものとする。

(有効期間)

第5条 本契約の有効期間は、契約締結日から、令和9年(2027年)3月31日までとする。

(債権債務)

第6条 本契約期間中の料金その他の債権債務は、本契約の終了によって消滅しないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第7条 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。)に該当し、または反社会的勢力と次の各号のいずれかに定める関係を有することが判明した場合には、ただちにこの契約を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える等、反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき
- (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 甲及び乙は、相手方が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに定める行為をした場合には、ただちにこの契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、自己が将来にわたり前二項の規定に該当しないことを表明・確約する。

4 甲及び乙は、相手方が第1項又は第2項の規定に該当すると疑われる合理的な事情がある場合には、その該当の有無につき、相手方に対して調査を行うことができ、相手方はこれに協力し、調査に必要な資料を提供しなければならない。また、甲及び乙は、自らが第1項又は第2項の規定に該当し又はそのおそれがあることが判明した場合には、相手方に対し、ただちにその旨を通知するものとする。

- 5 甲及び乙は、相手方が第3項の規定に違反した場合は、ただちにこの契約を解除することができる。
- 6 甲及び乙は、自己が反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を相手方に報告し、相手方の捜査機関への通報に必要な協力を行うものとする。
- 7 甲及び乙が前項の規定に違反した場合には、相手方は、直ちにこの契約を解除することができる。
- 8 甲及び乙が前各項の規定によりこの契約を解除した場合、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することができず、また解除により解除した当事者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、次の各号に該当する情報を除き、本契約の内容その他本契約に関する一切の事項及び本契約に関連して知り得た相手方に関する情報について、相手方の事前の書面による同意なくして、第三者に開示してはならない。ただし、(a) 適用法令に基づく開示要求に従ってこれを開示する場合、(b) 甲が、甲の弁護士、公認会計士、税理士、アドバイザー、取引先金融機関等、及びその役員、従業員等に対して開示をする場合、並びに(c) 乙が、乙の弁護士、公認会計士、税理士等、又は乙から委託を受けて本契約にかかる業務を実施する者（委託先の役員及び従業員並びに再委託先等を含む。）(d) 接続請求電気事業者に対して開示する場合は、この限りではない。ただし、(b) 又は(c) に基づく開示については、開示先が適用法令に基づき守秘義務を負う者である場合を除き、開示先に対し本条と同様の守秘義務を課すことを条件とする。

- (1) 相手方から開示を受けた際、すでに自ら有していた情報又はすでに公知となっていた情報
- (2) 相手方から開示を受けた後に、自らの責めによらず公知になった情報
- (3) 秘密保持の義務を負わない第三者から秘密保持の義務を負わずして入手した情報

2 本条の規定による甲及び乙の義務は、本契約の終了後も相手方の書面による事前の承諾がない限り、存続するものとする。

(準拠法、裁判管轄)

第9条 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

2 甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争について、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(本契約に関連する契約)

第10条 甲及び乙は、本契約のほか、契約の履行に関して必要な事項について、別

途契約書、協定書又は申合書等を締結する。

(誠実協議)

第 11 条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し当事者間に疑義が発生した場合には、甲及び乙は誠実に協議するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲及び乙が両者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下 692 番地 2
長野県公営企業管理者 吉沢 正 印

乙

印

別表

本契約の対象となる甲の発電設備

1. 美和発電所

所 在 地：伊那市高遠町勝間 1673 番地先

発電出力：13,000kW

設備 ID：JK78791C20

2. 春近発電所

所 在 地：伊那市東春近字田原 5231

発電出力：25,600kW

設備 ID：JK79158C20

3. 西天竜発電所

所 在 地：伊那市大字伊那四ツ長 7988

発電出力：3,200kW

設備 ID：JG03057C20

4. 小渋第3発電所

所 在 地：下伊那郡松川町生田 3481-2 他

発電出力：560kW

設備 ID：IL45458C20

5. 高遠発電所

所 在 地：伊那市高遠町東高遠花畑 466

発電出力：199kW

設備 ID：EF32730C20

6. 奥裾花第2発電所

所 在 地：長野市鬼無里字上土倉 16942-2

発電出力：999kW

設備 ID：IF37790C20

7. 横川蛇石発電所

所 在 地：上伊那郡辰野町大字横川字入谷 265、265 地先

発電出力：199kW

設備 ID：EJ97295C20

8. 信州もみじ湖発電所

所 在 地：上伊那郡箕輪町大字東箕輪 2339 番地 55

発電出力：199kW

設備 ID：EK60112C20

9. くだものの里まつかわ発電所

所 在 地：下伊那郡松川町上片桐 5085-41 他

発電出力：380kW

設備 ID：IK60111C20

10. 小渋えんまん発電所

所 在 地：下伊那郡松川町生田 541-3

発電出力：199kW

設備 ID：VK65446C20

11. 豊丘ダム発電所

所 在 地：須坂市大字豊丘字乳山 3321 番地 14 地先

発電出力：178kW

設備 ID：V024012C20

12. 森泉湯川発電所

所 在 地：北佐久郡御代田町豊昇字清水平 1984-7 地先

発電出力：151kW

設備 ID：EL45389C20

13. 金峰山川発電所

所 在 地：南佐久郡川上村秋山 309-10 他

発電出力：145kW

設備 ID：EL45270C20

上乗せ単価

〇〇円／kWh（消費税相当額を含まない。）